

南牧村いじめ対応マニュアル

【いじめ防止対策のための対策の基本理念】

- いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめ問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうることから、いじめが児童生徒の心身に重要な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する

【指導助言の基本姿勢】

- ①最悪結果の防止
- ②絶対に許されないという認識
- ③人権侵害としての取り組み
- ④被害児童生徒の保護を最優先
- ⑤心理的事実の傾聴・共感
- ⑥加害児童等への責任ある指導
- ⑦集団全体をとらえた指導
- ⑧学校全体で取り組む体制

【事実関係把握の観点】

- ①被害の様態
- ②被害の状況
- ③集団の構造（被害・加害・観衆）
- ④いじめの動機、背景
- ⑤被害児童等の状況（心情面）
- ⑥加害児童等の状況（心情面）
- ⑦保護者、他教師の把握状況
- ⑧他の問題との関連

【指導に当たっての留意事項】

- しなければならないこと
 - ・被害者の保護 ・被害者の心情の理解 ・加害者の心情の理解
 - ・家庭への連絡、謝罪、連携、協働体制
- してはならないこと
 - ・事実関係があきらかにならないうちの個別指導
 - ・いじめである、加害者であるという決めつけ
 - ・される側にも原因があるという予断
 - ・単純な説諭による指導
 - ・加害者が十分理解する以前の加害者と被害者を同席させての面談

【関係機関連絡先】

南牧村教育委員会（学校教育係）：0267-96-2014

長野県教育委員会心の支援課（24 時間いじめ相談電話）：0570-0-78310

長野地方法務局（子ども人権 110 番）：0120-007-110

佐久児童相談所：0267-67-3437

佐久警察署：0267-68-0110

いじめ対応の流れ

未然防止	○心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。 人権教育・道徳教育等、心の醸成につながる教育や情報モラルに関わる教育を行う。 ○規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 クラスの約束事を明示する、スケジュールをわかりやすく表示する、授業に集中しやすいよう黒板の周囲に掲示物を貼らない等、ユニバーサルデザインを意識した学級経営を行う。 ○集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 ○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめの助長になることがないよう、指導のあり方に注意を払う。 ○スクールカウンセラー、相談員、相談機関等について、児童生徒や家庭へ周知する。また、いじめに対する学校の方針、発生時の対応等について伝え、理解を求める。 ○保護者、地域と連携し、児童生徒が発するサインを感じ取れる能力を高める。
------	---

↓

(いじめ発生)

↓

早期発見	○児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ○いじめられていることを相談することは、恥ずかしことでないことを理解させる。 ○早期発見方法の例 ・行動観察や日記、生活記録等からの情報を読み取る。アンケート調査を定期的に行う。児童生徒、保護者、教職員、保護者、相談窓口等からの情報収集をこまめに行うなど。 ○一人で抱え込まない。気になる点があれば校長、教頭、生徒指導担当等へ相談する。
------	---

↓

初動対応	体制の構築	①今後の対応方針と対策を決定する。 ②現状と対策を職員会議にて報告。共通認識のもと職員全員で対応する
校内いじめ対策委員会による対応	事実確認	①担任、生徒指導担当、学年主任等により、児童生徒、教師、関係者等への聞き取り調査を行う。 「同時」に「別室」で「二人以上同席」して行う。 ②情報のくいちがいを照合し、調書を作成する。 ③校長、教頭へ報告し、職員間で情報を共有する。

		④校長は村教育委員会へ第一報を報告する。その後、随時経過を報告する。 ※聞き取り調査においては情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。
被害者への対応		被害者への謝罪の姿勢を示し、親身の対応と心理的なケアを行う。 ①被害者の安全を確保し、学校全体で守り抜くことを伝え、信頼を得られるよう努める。 ②被害者に対して否定的な表現は絶対にしない。心情の理解に努め、保護を行う。 ③家庭訪問等を行い、いじめの発生について謝罪する。また、現状を報告し、今後の対応を伝え、協力を求める。
加害者への対応		いじめは人権侵害であり、許されない行為であることを指導する。 ①事実関係を確認し、自分の行為の重大さに気づかせる。その際、人格否定、非難、多人数の前での叱責など、人権侵害にあたる行為はしない。 ②いじめの事実及び指導をしたこと、今後の対応について保護者に伝える。非難することはせず、児童生徒が自分の非に気づき成長できるよう支援していくことを伝え、協力を要請する。 ③いじめの具体に寄せて、謝罪させる。動機や背景の把握を行い、改善指導につなげる。
インターネットを介したいじめへの対応		①書き込み内容を確認し、画面の印刷、撮影等により内容を保存する。管理者、プロバイダー等へ削除依頼をする。書き込んだ者が特定されている場合は、本人に削除させる。対応方法がわからない場合は県教委のネットパトロールに相談する。 ②削除されない場合は、法務局へ業者への指導を要請する。 ③個人情報流出の場合もあるため、状況に応じて、警察・関係機関へ相談する。

↓

その後 の対応	被害者への対応	①スクールカウンセラー等による心理的なケアを行い、人間関係の修復を行う。 ②解決したと安易に判断せず経過を見守り、担任による声かけをはじめ、被害者がいつでも相談できる体制を確保する。 ③経過報告や家庭での状況の確認等、保護者への連絡を密に行う。
	加害者への対応	①加害者が反省し、自らの力で解決する方法を考え、行動できるよう支援する。 ②いじめが犯罪行為と認められる場合は、警察・関係機関と連携し対応する。 ③保護者と定期的に連絡をとり、状況を報告したり、家庭での様子を聞いたりし、再発防止につなげる。
	観衆(周囲の児童生徒)への対応	はやし立てたり傍観したりすることは、いじめと同様許されない行為であることを認識させる。 ①はやし立てる行為は、いじめへの加担であると認識させる。 ②いじめは他人事ではなく、自分の問題であることを理解させる。
	PTA へ	状況に応じて保護者への報告を行う。

の 協 力 要 請 情 報 の 公 開 等	①対策委員会にて発生の事実、学校の対応、今後の方針をまとめ、校長がPTA役員へ報告する。 ②校長の指示により通知や保護者連絡会等にて報告する。 ・事実関係と今後の対応のみ報告し、関係者の人格否定につながるものがないよう注意する。 ・いじめについての理解と再発防止へ協力を要請する。 ③マスコミ等外部への対応は校長の指示のもとに行う。
再 発 防 止	①学級担任による経過報告書等により、職員全員が情報を共有する。 ②現状を把握し、因果関係も十分に考慮して、いじめが再発しない学校・学級づくりを行う。 ・いじめ問題に関する人権教育・道徳教育・情報教育を行う。 ・学校全体で、いじめを「しない」「させない」「許さない」の基本姿勢のもと、自分たちの問題として取り組ませる。

※対応にあたり活用する・参考とする通知等

平成 18 年 11 月 15 日付（18 教指第 469 号）長野県教育長通知、

平成 22 年 11 月 25 日付（22 教指心第 143 号）長野県教育長通知、

平成 27 年 7 月 11 日付（27 教心第 130 号）通知、長野県いじめ防止等のための基本的な方針、
学校いじめ防止基本方針等